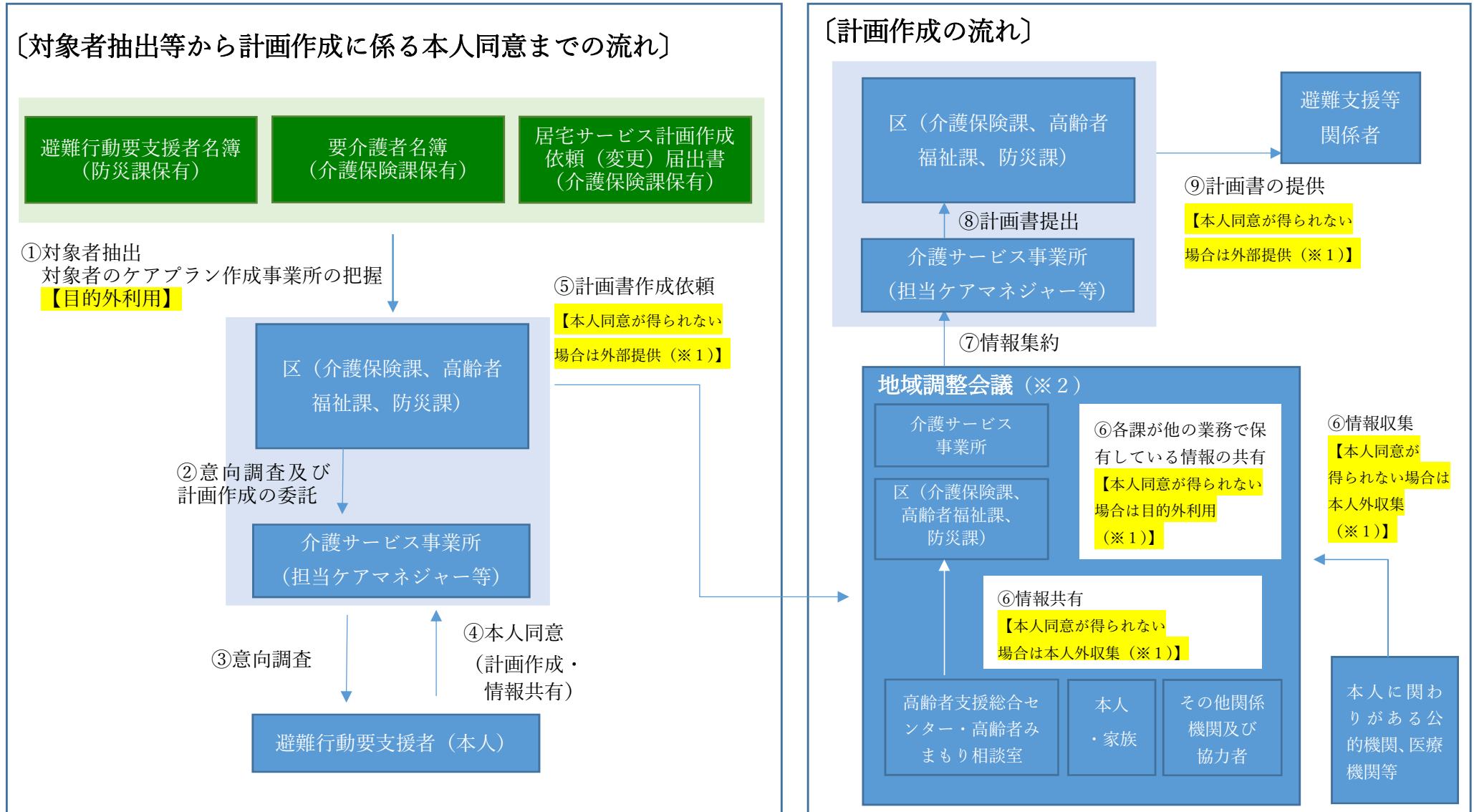


個別避難計画作成に係る概念図（要介護状態区分）



※1 本人同意を原則とするが、認知症又は意識不明瞭等の理由により本人の意思を確認できない場合等は、本人同意がなくても個別避難計画作成し、避難支援等関係者と情報共有する。

※2 個別避難計画作成に係る者が参加する会議（介護保険制度において、ケアマネジャー又は計画作成担当者の招集によりケアプランの作成等を行っている既存のサービス担当者会議等の場を活用する。）